

事業承継関連相続法制検討委員会

中間報告

平成 18 年 6 月

事業承継協議会
事業承継関連相続法制検討委員会

目次

序章	3
第一章 委員会の検討の趣旨	4
1. 相続法制の観点から見た事業承継の困難性.....	4
(1) 遺産分割協議におけるトラブル	4
(2) 遺言等を活用する際のトラブル	5
(3) 遺留分に関するトラブル	5
(4) 後継者への経営権集中の困難性が事業承継に及ぼす影響	6
2. 委員会での検討事項.....	7
第二章 相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中させる方策	8
1. 問題意識.....	8
2. 各種方策の概要・比較.....	8
(1) 遺言	8
(2) その他の手法	14
(3) 委員会での各種手法の比較	17
3. 抽出された課題と今後の対応の方向性.....	19
(1) 公正証書遺言の活用促進	19
(2) 円滑・迅速な遺言執行の実現	22
(別添) 公正証書遺言に基づく預金債権の払戻請求に対する金融機関 の対応について.....	24
(3) その他の手法のさらなる発展に向けた検討	29
第三章 特別受益・寄与分・遺留分	31
1. 問題意識.....	31
2. 制度の概要.....	31
(1) 特別受益	31
(2) 寄与分	32
(3) 具体的相続分の計算方法	34
(4) 遺留分	36
3. 抽出された課題と今後の対応の方向性.....	37
(1) 特別受益の評価方法の検討	38
(2) 寄与分の算定方法の明確化	40
おわりに	43
(別添) 相続紛争トラブル事例	45
事業承継関連相続法制検討委員会 委員名簿	49

序章

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業承継の円滑化が図られることは、日本経済を支える中小企業の技術、雇用の確保、ひいては日本経済の活性化にも資するものとして大変重要である。

しかしながら、事業承継問題については、そのきっかけが経営者の死亡や相続といった個人的な問題であることもあり、これまで中小企業の事業継続を図るといった観点からの総合的な検討が必ずしも十分になされてこなかった、と言われている。

このような問題意識から、平成17年10月、事業承継問題に関係する士業団体、中小企業関係団体、中小企業基盤整備機構、中小企業庁等を中心として、事業承継協議会が設置され、中小企業の事業承継に関する問題について、総合的な検討が開始された。

事業承継関連相続法制検討委員会は、事業承継に関連する相続法分野において、不分明な法令の解釈の明確化や現行制度の検証等、事業承継円滑化の観点からの様々な法的課題を検討するために設置された。

本中間報告は、平成17年10月以降、7回にわたる検討の成果をまとめたものであり、今後の更なる検討の深化に向けての基礎となることを期待するものである。

第一章 委員会の検討の趣旨

1. 相続法制の観点から見た事業承継の困難性

中小企業の大勢を占めるオーナー企業の事業承継に際しては、現オーナー経営者が保有する株式その他の事業用資産を後継者へと円滑に承継していくことが必要である。この事業用資産の承継を考えるに当たって、後継者が経営陣の一人として会社価値の向上に貢献しているような場合には、当該貢献分に見合った対価としての事業用資産が後継者に取得されるような配慮を行い、後継者のインセンティブを阻害しないようにするという視点が必要である。

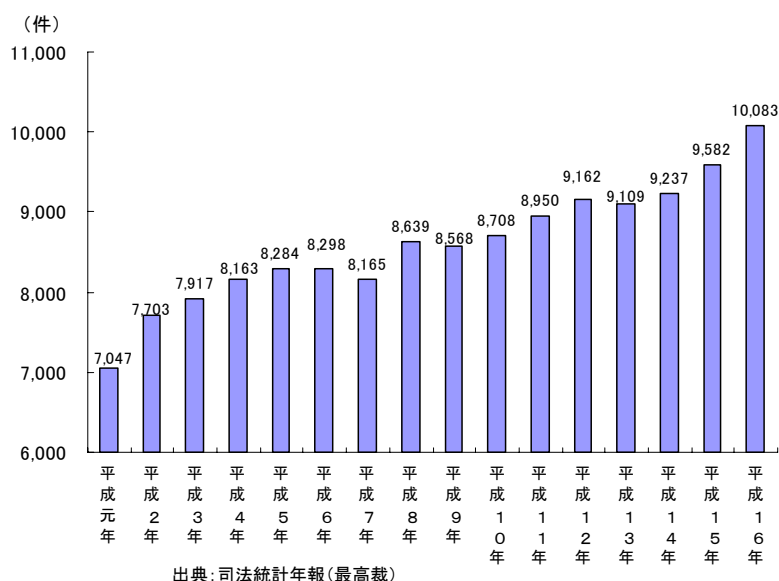
しかし、この事業用資産の承継については、以下に述べるような、民法等の相続に関する法制度とそれに係るトラブルの問題を抜きにして考えることはできない。

(1) 遺産分割協議におけるトラブル

現オーナー経営者が自己の所有する財産の分割方法に関する意思表示を行わないまま死亡し、相続が発生した場合、遺産分割は共同相続人の協議によって行われ、協議が整わないときは分割を家庭裁判所に請求することができるとされている（民法第907条）。

しかし、事業用資産の分割方法を共同相続人間の遺産分割協議に委ねた場合、遺産分割協議が整わず、相続紛争に発展してしまう危険性が高くなる。近年、共同相続人間での協議が整わず、家庭裁判所の遺産分割調停が申し立てられる件数が増加していることから、事業承継に際しての紛争が生じる可能性も増大していることが懸念される状況となっている（図表1参照）。

図表1：全国の家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割調停件数



実際の事例においても、遺産分割協議では、結果的に事業の後継者貢献分に見合った十分な事業用資産を取得させられない場合があり、また、長期にわたって財産の帰属が決定しないような事態にもなりかねず、結果として後継者に大きな負担となりかねないことが読み取れる（末尾添付の「相続紛争トラブル事例」事例1、事例2参照）。

(2) 遺言等を活用する際のトラブル

上述したトラブルを防止するために、現オーナー経営者が、後継者への生前贈与や遺言等を活用することにより、相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中する方法がある。遺言については、自筆証書遺言（民法第968条）、公正証書遺言（民法第969条）、秘密証書遺言（民法第970条）等の方式があり、その他にも死因贈与契約（民法第554条）や、信託法の規定に基づいた信託の設定等も考えられる。

しかし、これらの制度を活用する際には、法律上定められた形式や要件等に十分留意して行う必要がある。形式を満たさないために遺言（特に自筆証書遺言）が無効となったり、死因贈与契約が不成立となるようなケースもあり、事業承継対策として不十分であるばかりか、かえって相続人間の不和を引き起こすような結果にもなりかねない（末尾添付の「相続紛争トラブル事例」事例3参照）。

また、生前贈与や遺言等を活用する場合には、以下で解説する遺留分にも留意する必要がある。

(3) 遺留分に関するトラブル

現オーナー経営者が特定の後継者に対して、株式その他の事業用資産を集中的に承継させようとする際には、遺留分（民法第1028条）の問題を考慮する必要がある。すなわち、現行民法下では、配偶者及び直系卑属等に保障される最低限度の取り分である遺留分に関する規定に違反することができないため、相続財産全体に占める株式等の割合が高い場合には、他の法定相続人の遺留分を超えて特定の者に株式等の生前贈与や遺贈（民法上の特別受益）を行ったとしても、遺留分減殺請求がされたときには、その限度で生前贈与等の効力が失われる。

中小企業の事業承継の観点からは、相続人である後継者の貢献による企業価値の上昇により、現オーナー経営者（＝被相続人）の保有株式の価値が上昇して相続財産が増加すると、これに伴って後継者以外の相続人の遺留分も増加することとなるため、後継者が現経営者の生前に企業価値を向上させるインセンティブが失われる結果にもなり得る。このような後継者の貢献を評価し得る制度として、寄与分制度（民法第904条の2）があるが、遺贈の額

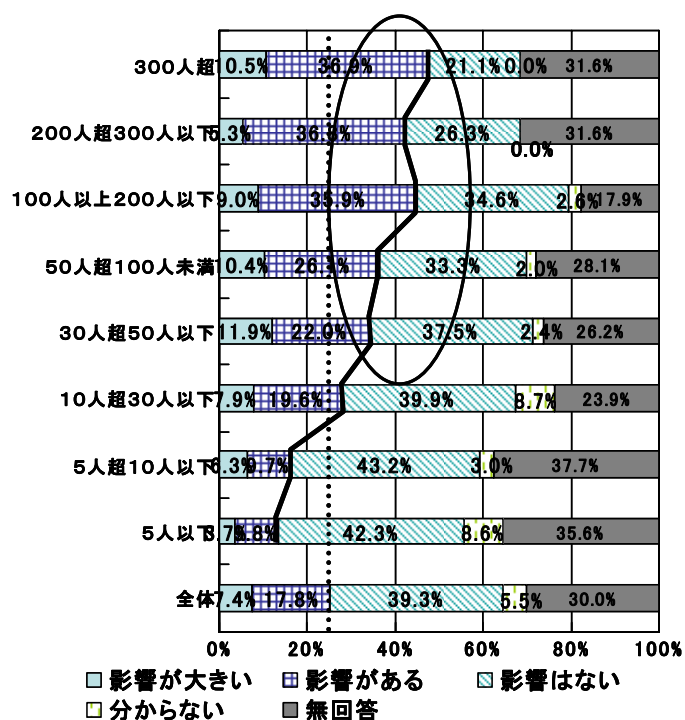
に影響を及ぼすことができないこと、遺言が存する場合には実質的には機能しないこと、生前の報酬によって寄与分に対応する分は既に支払い済みであると評価される可能性があること、遺留分減殺請求訴訟において抗弁として主張できないといったいくつかの制約がある。(末尾添付の「相続紛争トラブル事例」事例4参照)。

こうした遺留分に係る問題については、相続紛争を防止するための後継者以外の相続人に対する配慮が必要であるし、また、寄与分・特別受益との関係を十分理解した上で、後継者の企業価値向上へのインセンティブを阻害することがないような対策も求められることとなる。

(4) 後継者への経営権集中の困難性が事業承継に及ぼす影響

このような相続上の紛争リスクがあり、後継者へ株式等経営権を集中することに困難が伴うことは、中小企業の円滑な事業承継を阻害していると考えられる。実際、中小企業庁が中小企業経営者に対して行ったアンケートでも、後継者への経営権の集中が難しいことが事業承継の障害となっているとした企業は、回答企業の3割以上となっている(図表2参照)。

図表2：経営権の集中が難しいことが事業承継の障害となっている割合



資料：平成13年 中小企業庁「事業承継に関するアンケート」

2. 委員会での検討事項

以上の点を踏まえ、事業承継関連相続法制検討委員会では、中小企業のオーナー経営者が、後継者の貢献分に配慮しつつ事業用資産を後継者に承継するに当たって、民法等の相続法分野において、法令の解釈が不分明な点や現行制度の活用の仕方等に改善の余地があると考えられる点を抽出して検討し、今後必要な対応等を取りまとめた。具体的には、以下の2つのテーマに絞った検討を行った。

(1) 相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中させる方策

後継者に事業用資産を集中させる方策のうち、各種遺言や死因贈与契約、後継ぎ遺贈型受益者連続の信託等、生前贈与が十分に行えないような場合にオーナー経営者が死後の財産分配方法を指定する各種手法について、メリット・デメリットの比較及び有効な手法の活用促進のための方策、利用する際の注意点等について検討。

(2) 特別受益・寄与分・遺留分

生前贈与や第二章で検討する遺言等を活用して後継者に事業用資産を集中させる際に問題となる特別受益と遺留分の関係や寄与分制度について、民法上の考え方を整理するとともに、企業価値向上に貢献した後継者に貢献分に見合った取り分を取得させるために有効な方策等について検討。

委員会での検討の内容については、第二章及び第三章で詳述しており、それらの検討結果のまとめ及び今後の課題を「おわりに」で記載している。

第二章 相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中させる方策

1. 問題意識

中小企業のオーナー経営者が、自己の遺産の分割方法に係る意思表示を行わないまま死亡した場合、後継者に株式等の事業用資産を集中させることが困難となることは前述したとおりである。

上記を踏まえ、相続紛争を防止しつつ、事業の後継者に株式等の事業用資産を集中させるためには、現オーナー経営者の生前に、他の相続人の遺留分に配慮しつつ生前贈与を行い、早めの権利確定をしておくことが最も確実と考えられる。ただし、税務上の判断や経営戦略上の理由により、生前贈与を十分には行えないような場合も存在すると考えられ、このような場合に、遺言その他の手法を用いて、現オーナー経営者の死後の財産の分配方法を指定しておくことで、後継者への事業用資産の集中を確保し、相続紛争を防止することが可能である。

これら現オーナー経営者の死後の財産の分配方法を指定する方法としては、民法で規定されている各種遺言の他、死因贈与契約や、主に信託銀行が取り扱う遺言信託、後継ぎ遺贈型受益者連続の信託など、様々な手法が存在しており、それぞれにメリット・デメリットがあるため、用途に応じて適切に使い分けることが必要と考えられる。また、生前に遺言等を残していた場合であっても、形式不備によって無効となったり、偽造や遺言能力の問題で有効性についての争いが生じることとなると、事業承継対策として不十分であるばかりか、相続人間の紛争をより一層激化させてしまうことにもなりかねない。

以上のような問題意識から、事業承継関連相続法制検討委員会では、相続紛争を防止しつつ後継者に事業用資産を集中させる方策について、メリット・デメリットを整理した上で比較を行い、利用する際の注意点、有効な手法の活用促進のために必要な方策等についての検討を行った。

2. 各種方策の概要・比較

(1)遺言

①概要

遺言は、被相続人が自己の財産処分等に関して、自らの意思を表明するために作成するものである。相続分の指定や第三者への遺贈の他、遺言執行者の指定なども遺言によって行うことが出来る。

遺言が有効となるためには、所定の方式に従っていること（民法第 960 条）、遺言者が遺言能力を有すること（民法第 963 条）等が必要とされ、こ

これら民法で定められた要件を満たさない遺言は法的に無効となる。

また、遺言は作成者の意思により自由に撤回が可能であり、後に作成された遺言が優先される（民法第 1023 条第 1 項）。各方式による遺言の効力に優劣もないため、例えば、公正証書遺言があっても、その後の作成日付の自筆証書遺言で撤回することが制度上可能となっている。

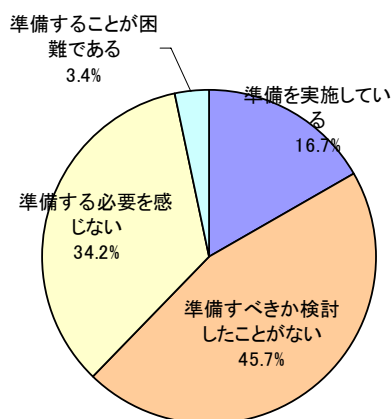
さらに、遺言による財産処分（遺贈）は、遺留分減殺請求の対象となる（民法第 964 条）ため、事業用資産を集中させる後継者以外の相続人の遺留分に注意を払う必要がある。

<利用状況>

後述するように、各方式の遺言の利用件数は年々増加傾向にある。しかし、中小企業の事業承継対策としての遺言作成状況を調査したところ、「準備を実施している」との回答は約 17%に留まり、「準備すべきか検討したことがない」との回答が約 46%に達するという結果が出ている（図表 3 参照）。（なお、当該質問の対象企業は、中小企業で「後継者を既に決めている」と回答した企業のうち、事業承継の準備について「十分準備している」又は「不十分だが準備している」と回答した企業（全体の約 35%）に限られている。このことから、中小企業全体における実際の遺言作成状況は、さらに少数割合に留まると考えられる。）

この調査結果からも、中小企業における遺言の活用は未だ不十分であると考えられる。

図表 3：事業承継の準備における遺言の作成状況



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「平成 17 年度高齢者活用に関する実態調査報告書」（平成 18 年 3 月）

※「無回答」を除いた割合を算出。

②遺言の方式と各種遺言の比較

遺言の方式は、大きく普通方式と特別方式¹に分けられる。

普通方式の遺言には、自筆証書遺言（民法第 968 条）、公正証書遺言（民法第 969 条）、秘密証書遺言（民法第 970 条）の 3 種類があり、それぞれを

¹ 特別方式の遺言は、危急時遺言（民法第 976 条、第 979 条）や隔絶地遺言（民法第 977 条、第 978 条）など、普通方式に従った遺言作成を行えない場合を想定した規定となっている。

比較すると、以下のとおりとなる（図表4参照）。

図表4：普通方式遺言の比較表

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
筆記	全文自筆	公証人（口述を筆記する）	本人以外でも可
署名押印	本人	本人（但し、例外あり）、証人および公証人	本人（封書にも本人、証人および公証人が署名押印）
日付	年月日の記載が必要（但し、封入・封印した場合、封筒に記載しても可。）	公証人が記載	日付の記載は無くても可。公証人が証書提出日付を封書に書く。
公証人・証人	不要	公証人1人および証人（利害関係者以外の者）2人以上	公証人1人および証人（利害関係者以外の者）2人以上
その他			封入して、遺言書に用いた印鑑で封印
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
費用	かからない	公証人の手数料 証人への謝礼	公証人の手数料 証人への謝礼
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 一人で簡単にできる。 遺言の存在及びその内容を秘密にできる。 費用がかからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与で方式不備にならない。 原本が公証人役場で保存されるので、変造・滅失のおそれがない。 遺言検索システム利用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言の内容を秘密にでき、偽造・変造などが防げる。 遺言検索システム利用可（但し、保管場所は不明）。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書の紛失、相続人・他人による偽造・変造・隠匿の危険性有。 方式不備、内容不備の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成に手間と費用を要する。 証人から秘密が漏れる危険性有。 	<ul style="list-style-type: none"> 方式不備、内容不備の可能性有。 作成に手間と費用を要する。 原本が公証人役場に保管されることはないので紛失隠匿のおそれがある。

③自筆証書遺言

i) 作成方法

自筆証書遺言は、遺言者が、遺言内容・日付・氏名を自書（パソコン等で作成することはできない）し、押印して作成する遺言である。

ii) メリット・デメリット

<メリット>

- ・一人で作成でき、費用もかからない。
- ・遺言内容やその存在を他者に秘密にできる。

<デメリット>

- ・遺言書の紛失、相続人・他人による偽造・変造・隠匿の危険性がある。
- ・方式不備、内容不備のおそれがある。

- ・ 家庭裁判所の検認手続が必要となる²。

iii) 利用状況

自筆証書遺言は一人で作成できるため、制度上作成件数を網羅的に把握することはできない。ただし、家庭裁判所の遺言検認件数が増加傾向にあることから、自筆証書遺言の作成件数も近年増加していると推測される³。

④公正証書遺言

i) 作成方法

公正証書遺言は、証人2人（推定相続人等利害関係者以外の者）の立会いのもとで、遺言者が公証人に遺言内容を伝え、公証人がこれを筆記した上で署名押印して作成するものである。通常は遺言者が公証人役場まで出向いて作成することとなるが、日当・旅費等を負担することで公証人が遺言者の元へ出向くサービスを受けることもできる。

ii) メリット・デメリット

<メリット>

- ・ 遺言作成に公証人が関与するため、方式不備にならない。
- ・ 自筆証書遺言や秘密証書遺言と比べて、遺言内容について弁護士等専門家に相談されることが多いため、他の相続人の遺留分侵害等の内容不備を未然に防げる可能性がある。
- ・ 原本が公証人役場で保存されるため変造・滅失のおそれがない。
- ・ 遺言検索システム⁴が利用可能。
- ・ 遺言に基づいて預金の払戻請求等を行う際、他の遺言と比べて、金融機関に対する証明力が高い。
- ・ 家庭裁判所の検認手続が不要。

<デメリット>

- ・ 一定の費用負担が必要となる（参考参照）。
- ・ 証人から第三者に対して遺言内容が漏洩するおそれがある。

² 自筆証書遺言、秘密証書遺言には、検認手続が必要。これらの遺言の保管者等は、相続開始後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して検認を請求しなければならない（民法第1004条）。検認申立てには戸籍謄本等の書類を取り揃える必要があり、更に申立てから検認までには1ヶ月程度の期日が必要。

³ 遺言書の検認件数（新受）は、平成7年が8,065件、平成16年が11,662件。なお、秘密証書遺言の作成が年百件程度であることを考慮すると、検認件数のほとんどが自筆証書遺言によるものであると考えられる。

⁴ 遺言検索システム：「公正証書遺言」であれば、公証人役場を通じて日本公証人連合会で、遺言の存否、作成公証人役場の検索が可能。「秘密証書遺言」についても、作成年月日・公証人役場が検索可能（但し、遺言書そのものは公証人役場で保存されないため、所在、内容等は確認できない）。

参考：公正証書遺言作成の費用

作成手数料については、相続人毎に、価額に応じた手数料を算定して合算。

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
3億円まで、5,000万円ごとに13,000円加算	
10億円まで、5,000万円ごとに11,000円加算	
10億円超は、5,000万円ごとに8,000円加算	

- (注) ・ 目的の価額の合計が1億円までの場合は、1万1千円の手数料を加算。
・ 正本・謄本は1枚250円。(通常の場合約3千円程度)
・ 遺言を撤回する旨の公正証書の作成手数料は1万1千円。
・ 公証人が病院等に出張して公正証書を作成する場合は、目的価額による手数料が5割増しになり、規定の日当・旅費等を負担。

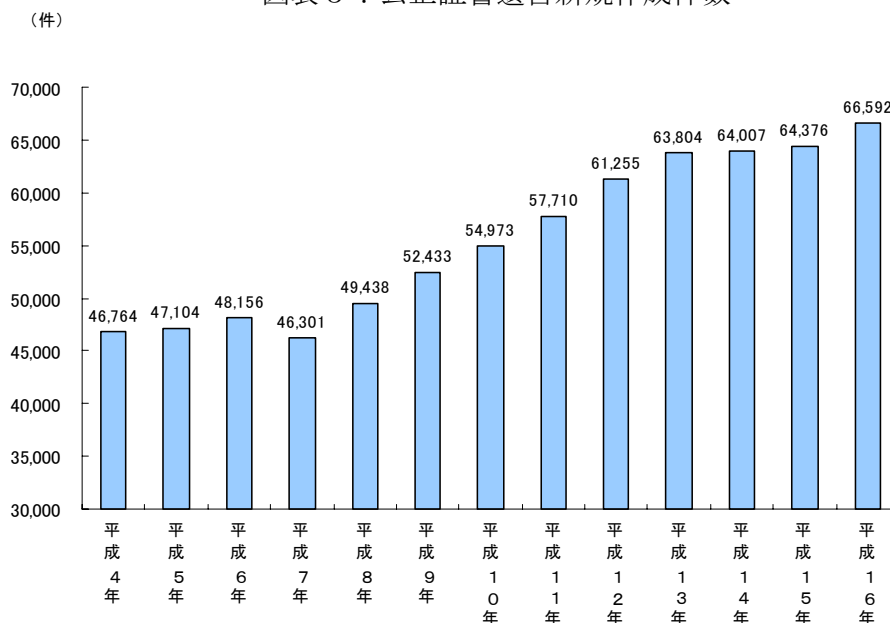
【例】 1億円の遺産を、3人に均等に与える場合
 $29,000円 \times 3 + 11,000円 + 約3,000円$ (正本・謄本代)
= 約101,000円

iii) 利用状況

公正証書遺言の作成件数は年々増加傾向にあり、平成16年の新規作成件数は約6万7千件となっている⁵ (図表5参照)。

⁵ ただし、同一者が公正証書遺言を作成し直した場合も一件として数えられるため、実際に公正証書遺言を利用している人数はこの数値ほど多くはないと考えられる。

図表 5：公正証書遺言新規作成件数



出典：日本公証人連合会統計資料等

⑤秘密証書遺言

i) 作成方法

秘密証書遺言は、遺言者が自分で署名・押印した遺言を封入し、封印したものに、公証人及び証人が署名して作成するもので、遺言の保管は遺言者が行う。遺言の存在は明らかにしながら、内容を秘密にできるという特徴がある。

ii) メリット・デメリット

<メリット>

- ・ 遺言の内容を秘密にでき、偽造・変造を防ぐことができる。
- ・ 公正証書遺言と同様遺言検索システムを利用することが出来る(ただし、遺言そのものは遺言者が保管を行うため、内容の公証は行われず、所在不明になる可能性も残る)。

<デメリット>

- ・ 方式不備、内容不備の可能性がある。
- ・ 遺言作成に手間がかかり、公正証書遺言ほどではないものの作成費用がかかる(手数料1万1千円)。
- ・ 家庭裁判所の検認手続が必要となる。

iii) 利用状況

秘密証書遺言の作成件数は、年間百件程度に留まっている⁶。

⁶ 平成 16 年の作成件数は 104 件 (日本公証人連合会調べ)。

(2)その他の手法

①死因贈与契約

i) 概要

死因贈与とは、贈与者の死亡によって、効力を生ずる贈与契約。遺言が、遺言者の単独行為であるのに対して、死因贈与は、贈与の一種で、二当事者間の契約という点が異なるが、贈与者の死亡によって効力を生じる点で、遺贈と類似するため、要件及び効果については遺贈の規定が準用される（民法第 554 条。但し、方式を除く。）。

ii) 死因贈与の撤回について

基本的に遺言の撤回に関する民法の規定が準用されるため、贈与者側の意思で一方的に撤回が可能とされる（民法第 1022 条。最判昭和 47 年 5 月 25 日）。

ただし、負担付死因贈与については、受贈者が負担の全部またはこれに類する程度の履行をした場合には、特段の事情がない限り、撤回できないとの判例もある（最判昭和 57 年 4 月 30 日）。

②遺言信託

「遺言信託」という語は、次の 2 つの意味で用いられる。

- ・主に信託銀行が、遺言者の依頼を受け、遺言者や相続人に代わり、遺言書の作成、保管、執行等、相続に伴う事務を代行する、遺言関連の受託業務。（広義の遺言信託）
- ・遺言によって財産権を移転し、信託を設定するもの。信託法に基づく遺言による信託（信託法第 2 条）。（狭義の遺言信託）

現時点では、後者の「狭義の遺言信託」の利用の実例が少なく、「遺言信託」といえば前者の「広義の遺言信託」を指す場合が多い。本節でも「広義の遺言信託」について解説する。

i) 遺言信託業務の内容

遺言信託業務の具体的内容は、以下のとおり。

<相続発生前>

- ・ 相続・遺言に関するコンサルティング
- ・ 遺言書作成支援（通常、公証人役場にて公正証書遺言を作成）
- ・ 遺言作成時の証人引受（必要に応じて）
- ・ 遺言信託申込・遺言書正本の保管

<相続発生後>

- ・ 遺言書開示・遺言執行者就任
- ・ 遺産調査・財産目録の作成
- ・ 遺言執行・遺産分割の実施（預貯金・有価証券の名義書換・解約換金、会員権等の名義書換・売却、不動産相続登記：受益相続人支援 等）
- ・ 遺言執行完了(顛末)の報告

遺言信託業務の主な担い手は信託銀行であるが、平成 17 年の改正信託業法の施行により、近年では他の金融機関の参入も行われているところである。

ii) メリット・デメリット

<メリット>

- ・ 遺言作成から執行までのトータルなコンサルティングが可能。
- ・ 企業体として存続が期待される信託銀行等が遺言執行を行うので、確実な遺言執行が期待できる。

<デメリット>

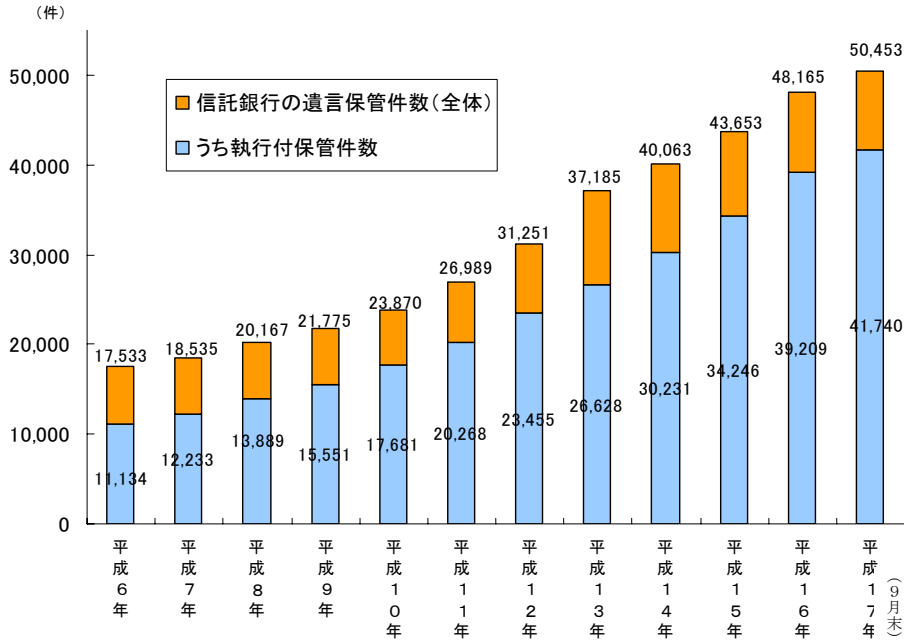
- ・ 他の手法と比較して、費用負担が大きい⁷。
- ・ 身分に関する遺言執行を行う場合は弁護士との共同執行が必要となる。
- ・ 現状は担い手たる信託銀行等が大都市に集中しており、アクセスポイントが比較的限定されている。（ただし、今後、地方銀行等の参入が予想される）

iii) 利用状況

信託銀行の遺言保管件数（ストックベース）は、平成 17 年 9 月時点で 5 万件を超える状況となっている。その中でも、相続発生後の遺言執行も含めた契約のものが増加しており、直近の数字では遺言保管件数全体の 8 割以上を占めていることから、遺言執行を確実にしたいという利用者のニーズがうかがえる（図表 6 参照）。

⁷ 信託銀行等へ支払う手数料として、基本手数料、遺言書保管料、遺言執行報酬等が必要。料金体系は各信託銀行等により異なるが、総資産額 1 億円の遺言信託契約を行い、10 年後に執行する場合には、約 200 万円程度の手数料が必要となる。

図表6：信託銀行の遺言保管件数（ストックベース）



出典：社団法人信託協会統計資料（平成17年9月末）

③後継ぎ遺贈型受益者連続の信託

i) 概要

いわゆる「後継ぎ遺贈型受益者連続の信託」とは、受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定めがある信託のことである。

中小企業の事業承継における活用例としては、企業経営者（＝委託者）が、自社株式を信託財産とし、第一次受益者を妻、第二次受益者を妻の死後に事業後継者として長男とする後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託を設定するようなケースが考えられる。

ii) 信託法の改正

後継ぎ遺贈型受益者連続の信託については、これまで信託法上に明文の規定はなかったが、平成18年通常国会に提出⁸されている信託法案においては、以下の旨が規定されている。

⁸ 平成18年3月13日閣議決定、国会提出。

(参考：信託法案からの抜粋)

(受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例)

第91条 受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。

なお、法制審議会信託法部会の資料等により、以下の考え方が明らかにされている。

- ・ 遺留分の潜脱は認められない。
- ・ 信託設定時から30年経過後に受益者が存在しない場合は、信託は終了する。

(3) 委員会での各種手法の比較

委員会で各種手法の比較検討を行ったところ、以下のような意見・指摘がなされた。

① 遺言を利用する際の注意点

遺言等を活用する際の注意点として、以下のような意見があった。

- ・ 遺言は、制度上被相続人の意思により自由に撤回できるものであるもので、後継者の権利確定という面では、不確定な要素が残ることは認識しておくべき。
- ・ 遺言を作成するだけでなく、きちんと執行されるかどうかという観点が必要。

② 公正証書遺言

公正証書遺言は、公証人が内容面まで含めて作成に関与するという点で、各種遺言の中で最も信頼性の高い遺言とすることができる。前述のとおり活用するメリットも大きく、相続紛争防止に最も効果的との意見が大勢を占めた。また、自筆証書遺言や秘密証書遺言と比べて、遺言内容について弁護士等専門家が事前にチェックできることが多く、他の相続人の遺留分侵害等を未然に防ぎ得ることも相続紛争防止の観点からは有効であり、実務上遺言作成を薦める場合には、公正証書遺言の作成を推奨しているという意見もあった。

一方、デメリットとして指摘される、他の遺言と比べて作成費用・手間がかかる点については、公正証書遺言のメリットを享受するために必要なコストであるとの意見が多かった。

また、証人からの秘密漏洩のおそれがあるというデメリットについては、そ

もそも事業承継を円滑に進める観点からは、遺言内容をあらかじめ相続人に明らかにしておくことが望ましいが、何らかの理由により内容を秘密にしておくことが必要な場合には、そのための手段として、多くの公正証人役場で行っている証人の紹介サービスを利用することや、弁護士や信託銀行が関与する場合に、その事務員や職員等が証人となることで対処できるとの指摘があった。

③自筆証書遺言

自筆証書遺言は、形式不備により無効となる危険性があることや、家庭裁判所の検認を要し、迅速な執行という観点からは問題があるため、公正証書遺言ほどの有効性は認められないという意見が多かった。ただし、作成の費用・手間がかからないというメリットがあるため、以下のようなケースであれば利用できるとの意見があった。

- ・財産の種類が少なく、遺言の内容が単純なケース

なお、自筆証書遺言を作成する際には、以下の作成例等を参照し、形式面で無効となることのないよう十分注意すべきである。

(参考)遺言の作成例 (内容に関しては、公正証書遺言・自筆証書遺言に共通)

遺言書

遺言者 ○○○○ は、次のとおり遺言する。

- 一・私名義の次の物件と△△△△に相続させる。
 1. ××市××町×丁目×番
宅地 ×××平方メートル
 2. 同所同番地所在
家屋番号×番 木造瓦葺き二階建居宅
床面積 ×××平方メートル
- 二・私名義の××銀行××支店に有する貯金すべてと
□□□□に相続させる。
- 三・私が所有している××株式会社の株式と、
◇◇◇◇に相続させる。
- 四・以上に定める財産以外のすべての財産と△△△△
に相続させる。
- 五・この遺言の執行者として、××市××町×丁目×
番●●●●を指定する。
- 六・遺言執行者●●●●に対して、本遺言執行のため
の預貯金等の名義変更、解約及び換金等一切の処分
を行う権限を付与する。

① 平成××年××月××日

××県××市××町×丁目×番×号

② 遺言者 ○○○○

③ 印

④ 本遺言書中九行目中、「☆☆」を「◎◎」と訂正した。

⑤ ○○○○

【自筆証書遺言を作成する際の形式上の注意点】

- ・全文自筆で作成(ワープロ等不可)。また、①日付、②署名、③押印が必要。これらの要件を欠くものは無効となる。
- ・加除訂正の際には、④場所を特定した上で変更の内容を記し、⑤署名、⑥変更の箇所に押印することが必要。

④秘密証書遺言

秘密証書遺言は、公正証書遺言・自筆証書遺言双方と比べた場合に特段利用するメリットがなく、実際にも年間百件程度の利用に留まっているという

ことを考慮すると、遺言者から特段の要望があったようなケース⁹を除けば、利用を促進していく特別の必要性はないのではないかとこの意見があった。

⑤遺言信託

遺言信託は、前述のとおり他の手法と比較して費用面での負担が大きいが、確実な遺言執行が期待できるというメリットがあるため、中小企業の選択肢の一つという意味では有意義との意見が多かった。

⑥死因贈与契約

負担付死因贈与契約の仕組みをうまく使って事業承継の円滑化に資する方法について議論がなされたが、具体的なスキームを確立するまでには至らなかった¹⁰。

⑦後継ぎ遺贈型受益者連続の信託

実務の蓄積が不十分であり、信託法改正も踏まえた活用手法を検討していくべきとの意見があった。

3. 抽出された課題と今後の対応の方向性

(1)公正証書遺言の活用促進

①抽出された課題

公正証書遺言は相続紛争を防止しつつ事業用資産を後継者に集中させるためには最も有効な制度と考えられ、作成件数も近年増加してきているが、今後その活用をより一層促進していくことが必要と考えられる。

②今後の対応の方向性

公正証書遺言に関する普及・啓発

前述のとおり、公正証書遺言の作成件数は近年増加傾向にあり、平成 16 年の新規作成件数は約 6 万 7 千件に達しているが（前出図表 5）、中小企業の事業承継対策として遺言を活用している者が約 17%に留まり、利用を検討すらしたことがない者が 46%に達している状況を鑑みると（前出図表 3）、遺言全体としての普及は不十分な状態にあり、公正証書遺言の活用を普及・促進していく余地もまた大きいと考えられる。

また、公正証書遺言の作成件数及び中小企業数との比率を各都道府県別に

⁹ 遺言作成の実務において、稀にはあるが、秘密証書遺言作成の手数料が公正証書遺言に比べて低額であること等を踏まえ、遺言内容を専門家等と相談して明らかにした上で、形式上秘密証書遺言として作成することがある。（「内容を明らかにした秘密証書遺言」の作成）

¹⁰ 後継者以外の相続人に財産を取得させる旨の死因贈与契約を結ぶことを条件に、遺留分放棄を行ってもらう等の提案があった。

見ると、かなりばらつきがあることが分かる（以下参考、図表7参照）。

（参考）都道府県別公正証書遺言作成件数、中小企業数との比率

公正証書遺言作成件数（平成16年）			（中小企業数）÷（公正証書遺言件数）		
1位	東京都	10,992	1位	宮崎県	42.6
2位	神奈川県	4,382	2位	東京都	49.9
3位	大阪府	4,223	3位	神奈川県	50.7
45位	福井県	276	45位	沖縄県	129.1
46位	島根県	268	46位	新潟県	134.3
47位	鳥取県	257	47位	福井県	144.1

【詳細は図表7参照】

以上の状況を踏まえると、特に公正証書遺言の作成が進んでいない地域における利用を促進していくため、前出の公正証書遺言作成のメリット及び注意点、遺言を作成しない場合の相続紛争リスク等について、普及・啓発を強化していくべきであると考えられる。

図表7：都道府県別公正証書遺言作成件数等

都道府県	公正証書遺言 作成件数 (A) (単位:件)	公証 役場 (単位:箇所)	公証役場あた り遺言作成件 数 (単位:件)	公証人 (単位:人)	公証人あた り遺言作成件 数 (単位:件)	中小企業数 (B) (単位:社)	(B/A) (単位:社)
北海道	2,074	15	138.3	22	94.3	185,314	89.4
青森県	665	3	221.7	4	166.3	55,324	83.2
岩手県	491	4	122.8	5	98.2	50,630	103.1
宮城県	1,280	5	256.0	9	142.2	79,500	62.1
秋田県	384	2	192.0	3	128.0	47,371	123.4
山形県	448	3	149.3	4	112.0	52,617	117.4
福島県	1,027	6	171.2	8	128.4	81,092	79.0
茨城県	1,260	6	210.0	8	157.5	101,555	80.6
栃木県	1,214	4	303.5	7	173.4	79,368	65.4
群馬県	1,220	6	203.3	9	135.6	85,300	69.9
埼玉県	3,055	10	305.5	20	152.8	197,256	64.6
千葉県	2,365	11	215.0	15	157.7	147,825	62.5
東京都	10,992	45	244.3	107	102.7	548,591	49.9
神奈川県	4,382	15	292.1	30	146.1	222,205	50.7
新潟県	776	5	155.2	9	86.2	104,232	134.3
富山県	425	3	141.7	4	106.3	47,299	111.3
石川県	479	3	159.7	5	95.8	53,914	112.6
福井県	276	3	92.0	4	69.0	39,759	144.1
山梨県	383	2	191.5	3	127.7	41,480	108.3
長野県	860	7	122.9	9	95.6	95,213	110.7
岐阜県	930	5	186.0	6	155.0	94,722	101.9
静岡県	1,712	8	214.0	12	142.7	158,623	92.7
愛知県	3,707	11	337.0	25	148.3	267,922	72.3
三重県	965	5	193.0	9	107.2	68,633	71.1
滋賀県	433	3	144.3	4	108.3	42,635	98.5
京都府	1,217	4	304.3	9	135.2	109,457	89.9
大阪府	4,223	11	383.9	30	140.8	371,638	88.0
兵庫県	2,840	10	284.0	21	135.2	186,392	65.6
奈良県	424	2	212.0	3	141.3	39,476	93.1
和歌山県	652	5	130.4	7	93.1	46,438	71.2
鳥取県	257	3	85.7	3	85.7	21,890	85.2
島根県	268	2	134.0	2	134.0	31,092	116.0
岡山県	931	5	186.2	7	133.0	66,319	71.2
広島県	1,848	7	264.0	14	132.0	104,528	56.6
山口県	923	7	131.9	8	115.4	54,243	58.8
徳島県	437	2	218.5	2	218.5	34,450	78.8
香川県	734	2	367.0	4	183.5	41,200	56.1
愛媛県	1,075	5	215.0	8	134.4	60,025	55.8
高知県	565	2	282.5	4	141.3	34,928	61.8
福岡県	2,924	13	224.9	24	121.8	171,645	58.7
佐賀県	488	2	244.0	2	244.0	32,091	65.8
長崎県	789	4	197.3	4	197.3	55,740	70.6
熊本県	971	3	323.7	6	161.8	63,039	64.9
大分県	834	5	166.8	5	166.8	46,603	55.9
宮崎県	1,068	4	267.0	5	213.6	45,457	42.6
鹿児島県	1,204	4	301.0	5	240.8	65,591	54.5
沖縄県	457	2	228.5	4	114.3	58,987	129.1
合計	66,932	294	227.7	518	129.2	4,689,609	70.1
	(注1)		(注2)			(注3)	

(注1)日本公証人連合会調べ(2004年作成分)

(注2)日本公証人連合会調べ(2005年12月1日現在)

(注3)総務省統計局「事業所・企業統計調査」(2001年)を再編加工

(2)円滑・迅速な遺言執行の実現

①抽出された課題

遺言をただ作成するだけでなく、相続発生後に確実に執行されることが円滑な事業承継の観点からは非常に重要である。しかし、遺言に基づいて預金の払戻しを金融機関に請求する際、全法定相続人の同意の確認等過度の確認資料を要求される場合があるとの問題点も指摘されている。

上記を踏まえ、確実かつ迅速な遺言執行の実現のために必要な方策を検討する必要がある。

②今後の対応の方向性

遺言執行者の指定の推奨

遺言執行者は、相続財産の管理その他、遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法第1012条第1項）。遺言者が遺言執行者を指定するかどうかは、原則として自由であり¹¹、遺言執行者が選任されない場合には相続人全員の合意で遺言を執行する等の対応がとられることとなるが、遺言内容が複雑である場合等においては、紛争が生じる可能性もある。

上記を踏まえると、被相続人の生前の意思を確実に反映するためにも、遺言執行者を指定しておくことが望ましい¹²。また、遺言執行者が指定されている場合は、原則として相続人の財産処分権がなくなるので、相続人が財産を第三者に処分したり、相続分の差し押さえを受けた場合でも、後に取り戻すことが出来るというメリットがある。

なお、遺言の執行には登記の移転等の専門的な法律行為を要することが多いこと、及び相続人・受遺者が遺言執行者になった場合には利益相反のおそれがあることを踏まえ、確実な執行のために、相続人・受遺者でない弁護士等の専門家を遺言執行者に指名することが望ましい。

預金債権の払戻しに関する金融機関の対応についての考え方の明確化

i) 現行の金融機関の対応

遺言に基づいて預金債権の払戻し請求を行う際、金融機関が、確認のために全ての法定相続人の実印を押捺した同意書等の提出を求める場合があり、円滑・迅速な遺言執行の観点から問題があるとの指摘が委員会でもなされた。

金融機関が上記対応を取る理由としては、次のような場合に遺言に基づいた払戻しを行った場合、後々相続人間のトラブルに巻き込まれ、極端

¹¹ 遺言内容が非嫡出子の認知や相続人の廃除等を含む場合等には、遺言執行者の選任が必ず必要。ただし、利害関係人の請求により家庭裁判所が選任するという方法によることもできる。

¹² なお、実務上、ほとんどの公正証書遺言では遺言執行者が指定されている。

なケースでは訴訟の対象となることをおそれてのものであると考えられる。

- ・ 遺言が、形式不備や遺言者の能力の問題で無効となる場合
- ・ 遺言が、より新しい遺言で撤回される場合
- ・ 遺言の内容が他の相続人の遺留分を侵害している場合
- ・ 払戻請求者以外の相続人等から、遺言についての異議が申し立てられた場合

金融機関のこのような対応は、①土地等の不動産と異なり、預金債権は一度払い戻して費消されると回復が困難であることや、②払戻しを行った金融機関が債権の準占有者に対する弁済（民法第 478 条）の法理によって免責されるための要件が、現状では判例等によって明らかになっているとは言いがたいこと、等を踏まえたものであり、ある程度慎重になることもやむを得ない部分もある。しかし、遺言内容に不満のある法定相続人の実印による同意書を入手するのは現実的に困難なケースも多いため、円滑な遺言執行の観点からは問題があると考えられる。

ii) 委員会での検討

上記問題意識を踏まえ、事業承継関連相続法制検討委員会では、「正当な権利者の確認」と「円滑な遺言執行の実現」という利益調整の観点から、公正証書遺言に基づいて金融機関が預金債権を払い戻す際の対応についての検討を行った。（検討の結果、金融機関の対応として望ましいと考えられるものについては、次頁以降の別添資料参照）

上記検討結果を踏まえると、円滑・迅速な公正証書遺言の執行のために遺言作成の際に留意すべき点としては、以下の事項になると考えられる。

- ・ 遺言執行者としては、相続人・受遺者でない専門家を指定しておく。
- ・ 遺言の内容として、「遺言執行者に対して、預貯金等の名義変更、解約、受領に関する一切の権限を付する」という内容の記載を入れておく¹³。

¹³ 具体的な記載例については、P18 遺言作成例の六、参照。

(別添)

公正証書遺言に基づく預金債権の払戻請求に対する金融機関の対応について

平成 18 年 6 月
事業承継協議会
事業承継関連相続法制検討委員会

本資料の位置付け

事業承継協議会・事業承継関連相続法制検討委員会は、中小企業の事業承継円滑化の観点から、事業承継に関連する相続法制分野での法的課題の検討を行うために設置された。委員会では、公正証書遺言に基づく預金債権の払戻請求が行われた場合の金融機関の対応として、原則として全法定相続人の同意の確認などの要求をするものがあり、円滑・迅速な遺言執行の観点から問題であるとの指摘を踏まえ、上記払戻請求があった場合に金融機関側で必要と考えられる対応についての検討を行った。本資料は、委員会での検討結果をまとめたものである。

なお、本資料はあくまで金融機関の参考に資するべく検討委員会での考え方を整理したものであり、全ての金融機関の対応を以下のとおり統一することを念頭に置いたものではない。また、以下の考え方はあくまで目安であり、個別のケースにおいて、全ての条件を満たさない場合でも、各金融機関の判断で払戻しを行うことは十分考え得る。

1. 総論

預金は不動産等と違って、一度払い戻されて費消されると回復が困難であるため、相続開始後、遺言執行者等から遺言書に基づいて預金の払戻請求がなされた場合、金融機関としては、正当な権利者を保護するため、ある程度慎重にならざるを得ないと考えられる。

ただし、以下の条件（詳細後述）を満たすときは、当該遺言執行者等を「正当な権利者」と認める合理性があるので、「円滑な遺言の実現」という利益との調整という観点から、金融機関は払戻しに応ずることが望ましい。

下記条件が全て満たされる場合は、払戻し後に当該遺言の効力が否定されるようなことがあっても、金融機関の当該払戻しは、準占有者に対する弁済として免責されるであろうと考えられる。

- ①公正証書遺言に基づく払戻請求であること
- ②払戻請求者が正当な権利を有していると考えられること（場合分けに基づく判断）
- ③以下の資料等が提出されること。
 - ア 公正証書遺言の正本又は謄本
 - イ 被相続人の死亡及び受益相続人を確認するための資料（戸籍・除籍謄本等）
 - ウ 払戻請求者（遺言執行者等）が本人である旨の確認のための資料（印鑑証明等）

2. 各論

(1) 公正証書遺言に基づく払戻請求であること

公正証書遺言は以下の理由で無効となる可能性が低いと、金融機関は、(2)以下の条件が満たされる場合、公正証書遺言に基づいて預金債権の払戻しを行うことが望ましい。

- ①作成に公証人が関与しているため、方式不備で無効となることがない。
- ②公証人が遺言者の同一性を確認し、かつ、作成された遺言書の原本を公証役場で保管するため、偽造・変造のおそれが少ない。
- ③公証人が遺言者の遺言能力を確認する（公証人法第26条、公証人法施行規則第13条）ので、無効となる可能性が低い（なお、判断能力に疑義がある場合の証拠の保存が義務づけられている（平成12年3月13日付け法務省民一第634号法務省民事局長通達））。

(2) 払戻請求者が正当な権利を有していると考えられること（場合分けに基づく判断）

①「相続させる」遺言と遺言執行者の執行権限の有無

【問題の所在】

民法では、遺言執行者が指定されている場合、当該執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し（民法第1012条）、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない（民法第1013条）、とされている。

しかし、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言（以下「相続させる遺言」という）がなされた場合について、その遺産が不動産であるときは、当該遺産は、被相続人の死亡のとき（遺言の効力が生じたとき）、直ちに（遺産分割協議、審判を経ることなく）、当該相続人（以下「受益相続人」という）に相続により承継され、受益相続人が単独でその旨の所有権移転登記手続きができるから、遺言執行者がその登記手続きを行う義務はない、とした判例がある（最判平成7年1月24日）。また、現在の登記実務では、受益相続人から個別の委任がない限り、遺言執行者にこのような登記手続きの権限（代理権）はない、としている。他方、遺言によって受益相続人に「所有権移転登記がされる前に、他の相続人が当該不動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため、右所有権移転登記の抹消登記手続きを求めることができ、さらには、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続きを求めるともできる。」旨の判例もある（最判平成11年12月16日）。

これらの判例の解釈については議論があるが、実務上しばしば見受けられる「特定の相続人に特定の預金債権を相続させる」、という「相続させる遺言」がなされた場合の遺言執行者の権限については、未だ最高裁の判断がなされていないことに加え、高裁レベルでの判断も分かれている¹⁴。

¹⁴ 高裁においては、全遺産を全相続人のうち特定の相続人2名に「相続させる遺言」があった事例で、特定の預金について遺言執行者の払戻請求権限を否定し、遺言執行者の請求を棄却した裁判例がある（東京高判平成15年4月23日）。しかし、この事案は、原審である地裁の判決も踏まえれば、遺言が公正証書遺言でなく自筆証書遺言であること、遺言執行者が受益相続人の一人であること、他の相続人から遺言無効確認請求訴訟が提起されていたこと等の複合的な理由が存在するため、預金債権全般に同様の考え方が妥当するとは必ずしも言い難い。

【委員会での検討の結果】

「相続させる遺言」がなされた場合において、遺産である預金債権に対する遺言執行者の払戻請求権限について、不動産の場合と同様の扱いとするか否かを検討するに際しては、以下の点を考慮する必要があると考えられる。

- ア) 遺言執行者の権限については遺言事項とはされていないが、遺言に、「遺言執行者に対して、預貯金等の名義変更、解約、受領に関する一切の権限を付する」という趣旨の文言が記載されているのであれば（実務上、そのような扱いが多いと言われている）、遺言者の意思解釈として、遺言執行者にこれらの権限を認めるのが適当と考えられる。
- イ) 実務上は、相続財産が預金の場合、遺言執行者が当該預金の払い戻しを受けた上で、受益相続人名義の口座を開設して振り込んだり、受益相続人に分配するといった行為が必要な場合が多い。
- ウ) 不動産の場合、登記実務上、不動産登記法第 63 条第 2 項に基づき、公正証書の「相続させる遺言」により受益相続人自身による相続登記が可能とされているため、遺言執行者の権限が顕在化しないと考えられる（前記のとおり、遺言執行者には、登記手続の権限はない、とされている。）が、預金債権の払戻しの場合、受益相続人自身にそのような払戻権限を与える法的根拠がないため、遺言執行者の権限が顕在化しない、とは言えない。

上記を踏まえ、預金債権について特定の相続人に「相続させる遺言」があった場合の遺言執行者の権限については、以下のように考えられる。

- ・ 相続財産が預金の場合、「相続させる遺言」であっても、遺言で遺言執行者が指定されている場合には、原則として当該遺言執行者が預金の払戻請求権を有すると解される。特に、遺言に「遺言執行者に対して、預貯金等の名義変更、解約、受領に関する一切の権限を付する」という趣旨の文言がある場合には、遺言内容実現のために遺言執行者がそれらの行為を行うことが想定されているため、遺言執行者が執行権限（払戻請求権）を有すると考えるべきである。
- ・ また、上記預貯金等に関する遺言執行者の権限を明示する文言が無い場合でも、前記のとおり原則として遺言執行者に執行権限があると考えられるべきであるが、全受益相続人（※）の委任を確認できる資料の提示を求めた上で払戻しを行うことがより確実であると考えられる。
（※）遺言で財産を取得する「受益相続人」だけでよく、全法定相続人の委任は不要。

②遺言執行者の利益相反、専門性の有無

相続人・受遺者の一人が遺言執行者になっているような場合には、執行者と他の相続人との間の利益相反の可能性があり、確実な遺言執行が阻害される恐れがある。

また、銀行預金を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があったものの、当該相続人が遺言者より先に死亡していた事案で、銀行が当該遺言で指定された遺言執行者（弁護士）に対して預金を払い戻したことが債権の準占有者に対する弁済として免責された裁判例（東京高判平成 11 年 5 月 18 日）など、「相続させる遺言」についての遺言執行者の執行権限を肯定している高裁判決も存在する。

また、遺言執行には、相続関係の調査、登記手続等様々な専門知識を要することが多い。

以上を踏まえると、遺言執行者の利益相反の恐れ及び専門性の有無によって、金融機関は以下のような対応を行うことが考えられる。

- ・遺言執行者が「相続人・受遺者でない専門家」(※)である場合には、遺言執行者に利益相反の恐れがなく、専門性があるため、遺言執行が期待できるため、遺言執行者単独の払戻請求に応じることで問題がないと考えられる。
 - ・遺言執行者が「相続人・受遺者でない専門家」以外の場合についても、原則として遺言執行者単独での払戻しは可能であると考えられるが、利益相反の恐れ又は専門性の欠如により確実な遺言執行がなされない可能性もあることから、全受益相続人及び全受遺者の委任を示す資料を確認した上で払戻しを行うことがより確実であると考えられる。
- (※)「相続人・受遺者でない専門家」とは、弁護士等、専門知識を有する者が業務として遺言執行者に選任されている場合を言う。

以上の検討結果をまとめると、遺言執行者の有無及び遺言内容により、正当な権利を有すると考えられる払戻請求者は以下の表のとおりとなる。

遺言の内容		遺言執行者あり		遺言執行者なし (実際には、公正証書遺言では少数)
		相続人・受遺者でない専門家(弁護士等)	左記以外 (相続人・受遺者の一人等)	
「相続させる遺言」	遺言執行者の権限に関する記載なし	原則として遺言執行者単独で払戻請求を行うことが可能だが、 <u>受益相続人及び受遺者全員(※)の委任を得ることが望ましい。</u>		状況に応じて判断 (家庭裁判所に遺言執行者選任の申立てを行うことも可能)
	遺言執行者の権限に関する記載あり	遺言執行者が単独で預金債権全額の払戻請求を行うことが可能。		
「相続させる遺言」以外		遺言執行者が単独で預金債権全額の払戻請求を行うことが可能。		

(※)遺言で預金債権を取得する「受益相続人」「受遺者」の委任でよく、「全法定相続人」の委任は不要。

(なお、遺産の一部についてのみの分割方法の指定も有効とされているため、「相続させる」旨の遺言により財産を取得する者に法定相続人以外の第三者が含まれている場合であっても、法定相続人の財産取得の部分については、「相続させる遺言」としての性質決定がなされることとなる。)

(3) 必要資料

- ①公正証書遺言の正本又は謄本
- ②被相続人の死亡及び受益相続人を確認するための資料(戸籍・除籍謄本等)
受益相続人を確認する資料は、(2)の「相続させる遺言」としての性質決定を確認するための資料である。
- ③払戻請求者(遺言執行者等)が本人である旨の確認のための資料(印鑑証明等)

(4) 新しい遺言の存在について

公正証書遺言があったとしても、より後に作成された遺言によって撤回され、無効となるリスクを完全に払拭することはできないが、以下の理由により、金融機関は払戻しに応ずるべきであると考えられる。

- ① ある遺言について、それが「最後の遺言であること」を証明することは不可能であり、それを理由に金融機関がいつまでも払戻しを拒否するのでは、円滑な遺言執行は望めない。
- ② 実際には、公正証書遺言を作成した者が、その後に、内容を変更する別の自筆証書遺言等を作成するケースはさほど多くないと考えられる。

ただし、状況によっては、適正な遺言執行の実現のために、金融機関が、払戻請求者に対して、当該遺言の他に最新の遺言がないことを推定させる資料を提出させることで、より新しい遺言が発見されるリスクを低減させることも可能であろう。資料の具体的内容は、個別のケースごとに考えざるを得ないが、例えば、請求者に、以下のいずれかの作業を行った旨の書類の提出を求めることが考えられる。

- ・ 遺言執行者に就任し、遺言内容に基づいて執行を行う旨を法定相続人に通知したが、払戻請求日までの一定期間内に、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言を保有する法定相続人が名乗り出ないことの確認。
- ・ 自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言を保有している者は一定期間内に名乗り出るよう法定相続人全員に通知したが、当該期間中に名乗り出る者がいないことの確認。
- ・ 遺言検索サービスにより、他に最新の公正証書遺言及び秘密証書遺言がないことの確認 等

(5) 遺留分を侵害する遺言について

金融機関は、遺言の内容に他の相続人の遺留分侵害のおそれがあったとしても、遺留分減殺請求がなされていることが通知されたような場合を除き、以下の理由により、払戻しに応ずるべきと考えられる。

- ① 他人の遺留分を侵害する遺言も有効であり、遺留分権利者が遺留分減殺請求を行うことができる、というだけである。そして、金融機関は、当該権利者が減殺請求を行うか否かを知るべきがないため、払戻しを拒否する理由にはならない。
- ② 遺留分制度は、遺留分権利者が受遺者又は受贈者を相手に減殺請求を行うものであるため、遺留分侵害のおそれがある、というだけでは、金融機関が払戻しを拒否する理由にはならない。

(6) 遺言内容に異議申立てをする者がいる場合

金融機関は、相続紛争の有無を能動的に調査することまでは要求されないと考えられるが、相続人等から異議申立てがなされることにより、相続紛争の存在を知る場合がある。そのような場合には、金融機関は、払戻請求者、異議申立者双方の意見を総合的に判断し、個別のケースに応じて払戻しを行うか否かを判断することとなると考えられる。

(なお、異議申立者側から遺言無効確認や遺留分減殺請求がなされていることを示す資料などが提出された場合は、金融機関は払戻しを留保せざるを得ない場合もあると考えられる。)

以上

iii) 今後の対応

ア) 検討結果の普及に向けた取組

- ・ 金融機関における対応に関する検討結果については、金融機関における実務での浸透を図るべく、全国銀行協会等を通じて各金融機関への周知を行うことが適当と考えられる。
- ・ また、公正証書遺言作成の際に留意すべき点については、弁護士や公証人等公正証書遺言の作成に携わる実務家への普及を促進すべく、日本弁護士連合会及び全国公証人連合会等を通じた周知を行うとともに、「事業承継ガイドライン」に記載することで中小企業経営者に対する普及も行うことが適当と考えられる。

イ) 「相続させる遺言」と払戻請求者の権限についてのさらなる検討

特定の預金債権を特定の相続人に「相続させる遺言」があった場合において、遺言執行者に執行権限（払戻請求権限）が存するか否かについて、当委員会として一定の考え方を示したが、この点についての最高裁の判断は示されておらず、高裁レベルでの判断も分かれているため、適正な遺言執行、という観点からは課題が残る。

迅速・円滑な遺言執行、という観点からは、相続財産が預金債権であって、かつ遺言執行者が指定されている場合には、積極的に遺言執行者の執行権限を認めるべきではないかと考えられるが、本件についての考え方について引き続き検討が行われ、考え方がより一層明確化されることが望ましい。

また、「相続させる遺言」があり、かつ遺言執行者が指定されている場合に、受益相続人本人が払戻請求権を有するか否かについても、個々の場合分けに基づいた今後の検討が必要である¹⁵。

(3)その他の手法のさらなる発展に向けた検討

①抽出された課題

各種手法、特に死因贈与契約、後継ぎ遺贈型受益者連続の信託等については、様々な活用の可能性が考えられるが、現段階では、手法の研究、実務の蓄積が不十分であり、全国各地の中小企業経営者が広く一般に利用できるような状況にはないと考えられる。

②今後の対応の方向性

信託法の改正等も踏まえ、今後これらの手法の一層の研究、実務の蓄積が進むことにより、全国各地の中小企業経営者が、様々な要請に応じてこれらの手法を使い分けることができるような環境の整備が期待される。

¹⁵この点については、確実な遺言執行が実現されるのであれば、受益相続人の払戻請求権についても、柔軟に認めてもよいのではないかという意見もあった。

例えば、負担付死因贈与契約は、受贈者が負担の全部またはこれに類する程度の履行をした場合には特段の事情がない限り撤回できないとの判例（最判昭和 57 年 4 月 30 日）を踏まえ、オーナー経営者と後継者の間で、後継者の会社での労働を負担とする負担付死因贈与契約を締結することで、通常の遺言等と比較して後継者の権利確定を確実なものとし、後継者のインセンティブを促すというような利用方法が考えられる。（ただし、負担の履行あるいは契約全体が無効とならないよう、条件の付与、贈与する不動産については仮登記する等の措置も必要と考えられ、今後のさらなる検討が必要である。）

第三章 特別受益・寄与分・遺留分

1. 問題意識

現オーナー経営者が特定の後継者に対して、株式その他の事業用資産を集中的に承継させようとする際には、特別受益（民法第 903 条）及び遺留分（民法第 1028 条）の問題を考慮する必要がある。すなわち、民法では、後継者への株式等の生前贈与や遺贈は特別受益とみなされ、後継者以外の相続人の遺留分による制限を受けることとなる。

中小企業の事業承継の観点から考察すると、相続発生前に後継者の貢献により会社の株式価値が上昇すると、現経営者（＝被相続人）の保有株式の価値上昇による相続財産の増加、当該後継者に生前贈与され、特別受益とみなされる株式の持戻し額の増加等が生じ、これらは後継者以外の相続人の遺留分の増加を意味するため、後継者が現経営者の生前に企業価値を向上させるインセンティブが失われる結果になり得る。このような後継者の貢献を考慮する制度として、寄与分制度（民法第 904 条の 2）があるが、遺贈の額（特別受益に該当）に影響を及ぼすことができないことや、生前の報酬によって寄与分に対応する分は支払い済みであるとの評価がなされる可能性があること等いくつかの制約がある。

このように、特別受益・寄与分・遺留分の三者は密接に関係しており、事業承継を行おうとする中小企業経営者は、これらの関係に十分配慮しながら後継者への経営権の集中を行っていく必要があると考えられる。すなわち、他の相続人の遺留分に配慮してトラブル防止に努めるとともに、特別受益・寄与分・遺留分の規定を十分理解し、後継者の企業価値向上へのインセンティブを阻害することがないような対策も求められることとなる。

このような問題意識から、事業承継関連相続法制検討委員会では、特別受益・寄与分・遺留分に係る民法上の考え方を整理し、企業価値を向上させた者が貢献に見合った取り分を取得させるために必要な対策、留意すべき点等についての検討を行った。

2. 制度の概要

(1) 特別受益

① 特別受益制度の趣旨

相続人の中に、被相続人から生前贈与又は遺贈によって特別な利益を受けた者がいる場合、当該受益を考慮に入れた相続分の計算を行うことで相続人間の衡平を図る。

② 特別受益の要件（民法第 903 条）

共同相続人中に、被相続人からの遺贈、又は婚姻・養子縁組若しくは生計の資本として贈与を受けた者がある場合の当該贈与。

③持戻免除の意思表示（民法第903条第3項）

被相続人が特別受益の持戻しを免除する旨の意思表示を行った場合は、遺留分に関する規定に反しない範囲内でその効力を有する。明示の意思表示がある場合以外にも、黙示の意思表示が認められる場合もある。

④贈与の額の評価（民法第904条）

生前に贈与された額の評価については、受贈者の行為によってその目的たる財産が滅失し、又はその価格の増減があったときでも、相続開始時になお原状のままであるものとみなして評価を行う。

(2) 寄与分

①寄与分制度の趣旨

被相続人の財産の維持・形成に特別の寄与をした法定相続人がいる場合、その寄与度に相当する額を当該寄与者に取得させることで、相続人間の衡平を図るもの。

②寄与分の要件（民法第904条の2）

相続人の寄与行為が、i) 特定の態様によってなされた、ii) 特別の寄与であり、iii) これらの行為により被相続人の財産の維持又は増加がもたらされたこと。

i) 寄与行為の態様

寄与行為の態様としては、以下のものが挙げられる。

- ・家業従事型（被相続人の事業に関する労務の提供）
- ・金銭等出資型（被相続人の事業に関する財産の給付）
- ・療養看護型（被相続人の療養看護）
- ・その他（扶養型、財産管理型、他類型との競合等）

ii) 特別の寄与

家業従事が特別の寄与に該当するといえるためには、以下の事項等が問題となるとされている¹⁶。

ア) 無償性

¹⁶ 司法研修所編「遺産分割事件の処理をめぐる諸問題（平成6年）」P280～286

なお、上記出版物は、家庭裁判所の裁判官が、実務に基づき共同討議した結果をとりまとめたもの。

当該相続人に給付がなされていた場合でも、同程度の業務を第三者が行った場合になされたであろう給付（「通常得べかりし給付」）が、現実になされた給付と比べて大きい場合には、無償性があると評価される。なお、相続人が「経営者タイプ」の場合と「従業員タイプ」の場合とでは、「通常得べかりし給付」にも差異が生じる。

イ) 継続性・専従性

一般に、家業従事期間が相当の期間に及び、かつ専従性がある場合の方が、特別の寄与に該当する可能性が高くなる。

ウ) 被相続人との身分関係

相続人の寄与行為が被相続人との身分関係において通常期待されるような程度を超えて、「特別の」ものであることが必要。（例えば、夫婦間の同居・協力・扶助義務や、直系血族及び同居親族の互助義務等は「特別の寄与」には該当しない。）

エ) その他の事情

寄与行為のなされた当時の社会通念や家業の通常の状態などが考慮の対象となる。

iii) 被相続人の財産の維持・増加

相続人の特別の寄与と、被相続人の財産の維持又は増加の間に因果関係が存在することが必要。

③ 寄与分の算定手順

寄与分の額は、原則として共同相続人間の協議で定めるが、協議が成立しない場合には、請求に基づき、家庭裁判所が寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して定めることとなる。寄与分が認められた場合、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産価額から当該寄与分を控除したものが相続財産とみなされる。（民法第904条の2第1項、第2項）

④ 寄与分の制限

寄与分は相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。（民法第904条の2第3項）

このため、被相続人の相続財産の大部分の分配方法が遺言によって指定されているような場合には、寄与分が機能する余地はほとんどないことに注意する必要がある。

また、寄与分は、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判により定められるものであるため、遺留分減殺請求訴訟において抗弁として主張することはできないので、注意が必要である。（末尾に添付した「別添. 相続紛争トラブル事例」の事例4参照）

さらに、実際には、家庭裁判所において、家業従事型の寄与分は、生前の報酬によって寄与分に対応する分については既に支払い済みであるという評価がなされることも多いと考えられる。

(3) 具体的相続分の計算方法

共同相続人の具体的相続分は、法定相続分又は指定相続分に、特別受益・寄与分による修正を加えて算定することとなる。算定手順は以下のとおり。

i) みなし相続財産の計算

みなし相続財産＝被相続人の遺産額（遺贈分を含む）＋特別受益合計－寄与分合計

ii) 各相続人の具体的相続分の計算

各相続人の具体的相続分¹⁷＝みなし相続財産×法定・指定相続分＋個人の寄与分－個人の特別受益

¹⁷ 特定の相続人への特別受益の額が相続分を上回る（上記計算結果がマイナス）場合は、当該相続人の具体的相続分はゼロとなり、遺留分の規定に反しない限りは、マイナス部分を返還する必要はない（民法第903条第2項）。この場合、他の相続人の相続分は、計算結果に基づいて得られた割合によって再調整される（参考ケース3参照）。

(参考) 具体的なケースに基づく計算例

(ケース1) 相続人は妻Aと長男B、次男C、三男D。相続財産は6,500万円。
被相続人は、生前にDに500万円を生前贈与し(価値は相続開始時でも不変と仮定)、遺言で1,500万円をBに遺贈。また、Bは被相続人の家業に従事しており、1,000万円の寄与分が認められる場合。

i) みなし相続財産の計算

$$6,500 + 500 \text{ (Dへの生前贈与)} - 1,000 \text{ (Bの寄与分)} = 6,000 \text{ 万円}$$

ii) 各相続人の具体的相続分の計算

$$\text{妻A} : 6,000 \times 1/2 = 3,000 \text{ 万円}$$

$$\text{長男B} : 6,000 \times 1/6 + 1,000 - 1,500 = 500 \text{ 万円 (別途1,500万円の遺贈あり)}$$

$$\text{次男C} : 6,000 \times 1/6 = 1,000 \text{ 万円}$$

$$\text{三男D} : 6,000 \times 1/6 - 500 = 500 \text{ 万円}$$

(ケース2) ケース1において、Bへの遺贈1,500万円分に被相続人の持戻免除の意思表示がなされていた場合。

i) みなし相続財産の計算

$$6,500 + 500 - 1,000 - 1,500 = 4,500 \text{ 万円}$$

ii) 各相続人の具体的相続分の計算

$$\text{妻A} : 4,500 \times 1/2 = 2,250 \text{ 万円}$$

$$\text{長男B} : 4,500 \times 1/6 + 1,000 = 1,750 \text{ 万円 (別途1,500万円の遺贈あり)}$$

$$\text{次男C} : 4,500 \times 1/6 = 750 \text{ 万円}$$

$$\text{三男D} : 4,500 \times 1/6 - 500 = 250 \text{ 万円}$$

(なお、被相続人に負債がない場合、C、Dの遺留分は、

$$7,000 \times 1/12 = \text{約} 583 \text{ 万円} < 750 \text{ 万円}$$

(ケース3) ケース1において、Bへの遺贈が3,000万円である場合。

i) みなし相続財産

$$6,000 \text{ 万円}$$

ii) 各相続人の具体的相続分

ア) 本来の相続分

$$\text{妻A} : 3,000 \text{ 万円}$$

$$\text{長男B} : 6,000 \times 1/6 + 1,000 - 3,000 = -1,000 \quad \dots \text{ゼロとみなす}$$

$$\text{次男C} : 1,000 \text{ 万円}$$

$$\text{三男D} : 500 \text{ 万円}$$

イ) 調整後の具体的相続分

$$\text{相続対象となる財産} : 6,500 - 3,000 = 3,500$$

$$\text{妻A} : 3,500 \times 3,000 / (3,000 + 1,000 + 500) = \text{約} 2,333 \text{ 万円}$$

$$\text{長男B} : 0 \text{ 円 (別途3,000万円の遺贈あり)}$$

$$\text{次男C} : 3,500 \times 1,000 / (3,000 + 1,000 + 500) = \text{約} 778 \text{ 万円}$$

$$\text{三男D} : 3,500 \times 500 / (3,000 + 1,000 + 500) = \text{約} 389 \text{ 万円}$$

(4) 遺留分

①遺留分制度の趣旨

被相続人は、原則として生前贈与や遺言により自由に自分の財産を処分できるが、相続人には、最低限、一定割合の相続権（＝遺留分）を保障することで相続人間の衡平を図る。当該遺留分を侵害する生前贈与や遺贈については、侵害された相続人が遺留分減殺請求を行うことができる。

②遺留分の額（民法第 1028 条）

以下の額を、相続人が法定相続分に従って分配したもの。（ただし、兄弟姉妹には遺留分はない。）

- i) 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の $1/3$
- ii) 上記以外の場合 被相続人の財産の $1/2$

③遺留分の計算の基準となる財産（民法第 1029 条）

被相続人が相続開始時に有した財産＋贈与した財産の価額¹⁸－債務合計額

④特別受益との関係

特別受益に該当する贈与は、民法第 1030 条の贈与の要件に該当しないようなものであっても、原則として上記③の遺留分計算基準額に含まれる。（民法第 1044 条）

持戻免除の意思表示を行った部分についても上記遺留分の規定に反することはできない。（民法第 903 条第 3 項）

⑤寄与分との関係

遺留分減殺請求の対象は遺贈・贈与に限られることから、寄与分は、少なくとも理論上は、減殺請求の対象とはならないと考えられる（民法第 1031 条）。ただし、寄与分は、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判により定められるものであり、遺留分減殺請求訴訟において、抗弁として主張することは許されないという手続上の問題に注意する必要がある。

また、他の相続人の遺留分相当額を侵害するような過大な寄与分が認められるかどうかについては、以下のような裁判例がある。

i) 東京高決平成 3 年 12 月 24 日

原審判（家庭裁判所）は、被相続人の長男が、長期間にわたり家業の農業を手伝い、被相続人の相続財産である農地などの維持管理に努め、晩年の被相続人の療養看護をなした、という事案において、相続財産の 7 割にあたる寄与分を認定した。

これに対して、抗告審である高等裁判所は、①寄与分の制度は、相続人間の衡平を図るために設けられた制度であるから、遺留分によって当然に

¹⁸ 相続開始前の一年間にしたものに限る。ただし、当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知って贈与した場合には、一年以上前にした贈与であっても対象となる。（民法第 1030 条）（最判平成 10 年 3 月 24 日）

制限されるものではないが、寄与分を定めるにあたっては、それが他の相続人の遺留分相当額を侵害する結果となるかどうかについても、「一切の事情」として考慮しなければならない、②その長男が後継者として家業である農業を続け、農地の維持管理を行ない、被相続人の療養看護をした、というだけでは、その寄与分を7割と大きく評価する（他の相続人の遺留分相当額を大きく侵害する結果となる）のは相当ではなく、さらに特別の寄与をしたなどの事情がなければならない、として原審判を取り消し、差し戻した。

ii) 和歌山家審昭和59年1月25日

被相続人の相続財産である宅地・居宅等の購入資金の大部分が申立人（被相続人の後妻）が提供した金銭によるものであったこと、他の相続人（前妻の子2名）が被相続人と別居しており上記相続財産とは何ら関わりがなかったこと等に鑑み、申立人の寄与度を相続財産の82.3%とする高い割合の寄与分を認めた。

⑥遺留分減殺請求が行われた場合の弁済方法

遺留分減殺請求を受けた受贈者・受遺者は、贈与・遺贈の目的のうち減殺される部分の価額を遺留分権利者に弁済することで、原物返還の義務を免れることができる（民法第1041条第1項）。なお、減殺請求の対象となる財産が複数ある場合に、請求を受けた者は、特定の財産についてのみ価額弁済を選択することも可能と解されている（最判平成12年7月11日）。

3. 抽出された課題と今後の対応の方向性

委員会では、親族内後継者の経営努力により企業価値が増大した場合における相続時の評価について、特別受益・寄与分双方の観点から検討を行ったが、以下の典型ケースを想定し、課題の整理と対応の方向性を整理することとする。

【想定ケース】

大多数の株式を保有するオーナー経営者Aが、親族内後継者である長男Bへの事業承継を検討・実施中。Aには、Bの他に、次男Cと長女Dという法定相続人がいる。

オーナー経営者Aは、長男Bへの経営権の集中を円滑に行うべく、生前からBに対して一定程度の株式の贈与を行いつつ、経営の実権もBに委ねていたところ、Bの経営努力を主因として会社の業績が大幅に拡大。結果として、Aの相続が発生した時点では、Aの相続財産の大部分である株式の価値及び長男Bが生前に贈与された株式の価値が大幅に上昇していた。

なお、Aは遺言を作成していなかった。

(1) 特別受益の評価方法の検討

①抽出された課題

株式価値上昇前に親族内後継者（上記B）に生前贈与した株式を、株式価値上昇後の価額で持ち戻すと、その分他の相続人（上記C，D）の遺留分額が上昇すること等により、親族内後継者への事業用資産の集中が困難となる。

現行法の下では、特別受益に該当する贈与の評価は相続開始時点で行うこととされているため（民法第904条）、上記ケースの場合においても、贈与を受けた株式の評価は贈与時点ではなくあくまでも相続開始時点で行うこととなり、会社の株式価値増大に寄与した後継者の努力は、まさに株式価値を上昇させたがゆえに他の法定相続人の遺留分額の上昇を引き起こし、経営権の集中が困難となる。

また、相続時精算課税制度¹⁹を選択していた場合には、生前の贈与については、贈与時点の価格評価で相続時に精算することとなることから、民法上の評価と税法上の評価の乖離が具体的に問題となる²⁰。

②今後の対応の方向性

業績向上に対する報酬としての財産移転の推奨

後継者に財産を移転する際、特別受益に該当する贈与・遺贈の形を取るのではなく、業績向上に対する報酬を与えるという形を取れば、他の相続人の遺留分が上昇するといった問題は発生しないこととなるため、貢献分に見合った財産を後継者に取得させる方法としては最も有効である。

なお、報酬を与える場合には、現オーナー経営者から後継者への個人間の財産移転の形を取るのではなく、会社から後継者へ金銭や自己株式²¹を給付する形を取ることで、特別受益に該当する贈与でないことを明確にしておくべきである。²²

¹⁹ 生前贈与を行いやすくする観点から平成15年度税制改正において導入された制度で、同制度の利用を選択すれば、相続時に精算することを前提に、将来において相続関係に入る親（65歳以上）から子（20歳以上）への贈与について、贈与税の大幅な軽減・簡素化（非課税枠2500万円、税率は一律20%）が認められている。

²⁰ 例えば、後継者たる長男に対して特別受益に該当する株式の贈与を行い、相続時精算課税制度も選択していた場合で、当該株式の贈与時点の評価額が2億円、相続時点の評価額が8億円、その他相続財産の評価額が1億円であったケースを考えると、相続時精算課税制度上は贈与財産と相続財産の合算で3億円と評価されるが、民法上は9億円と評価されることから、税法上の評価を前提に遺留分侵害の可能性を考慮して生前贈与を行っても、結果として実際の民法上の遺留分額が大きくなり、他の相続人に遺留分減殺請求権が生じる可能性がある。

²¹ 給付する自己株式を保有しない場合は、後継者が増資に応ずることも同様の効果をもたらすことになる。また、今後は、中小企業においてもストックオプションを用いて後継者に株式を取得させることも選択肢の一つになると考えられる。

²² 加えて、後継者に貢献分の財産を取得させるためにも、資産構造の見直しを行い、実質的には会社の資産であるが、オーナー経営者の名義となっている会社用地や借地権等の財産については、適正な価額による売買により会社が所有者となり、オーナー経営者の相続財産を構成し

特別受益に該当する贈与・遺贈を行う際に有効な取組の推奨

上記の報酬の範囲を超えて、特別受益に該当する贈与・遺贈の形で事業用資産を後継者に取得させる場合には、当該贈与・遺贈分については他の相続人の遺留分減殺請求の対象となり得ることはやむを得ないが、次善の策として、後継者の特別受益を必要以上に増加させないよう、以下のような取組を推奨すべきである。

- ・ 贈与した株式が相続開始時の上昇した価値で持ち戻されるのを防ぐため、株式ではなく金銭で後継者への贈与を行い、当該金銭によって株式をその時点での適正価格で買い取らせる形にする²³²⁴。
- ・ 贈与・遺贈を行う場合に、原則として遺言等で全ての遺産の分割方法を指定しておくべきであるが²⁵、左記に該当しない場合には、少なくとも持戻免除の意思表示を明確に行っておくべきである²⁶。

また、仮に遺留分減殺請求がなされた場合に、後継者である受贈者・受遺者が、遺留分権利者に株式等の事業用資産そのものを返還するのではなく、価額弁済で足りるような工夫もしておくことが望ましい。

特別受益の評価方法の適正化

特別受益の評価時点は相続開始時という現行法上の解釈は、事業承継のためにオーナー経営者が後継者に対して株式を生前贈与するという局面に限定して考えた場合、後継者が企業価値を向上させるインセンティブを阻害する面があると考えられるが、その評価時点を前提としても、後継者の寄与を考慮した評価方法を用いることにより、評価を適正化する方法を検

ないようにしておくことが有効となる場合もあるとの意見もあった。

²³ 当該方法は、相続時精算課税制度を活用して、一度に大量の贈与を行いたい場合等にも活用できると考えられる。

²⁴ 但し、現金での贈与と当該現金による株式の買取りが時期的に近接している等の事情があるときは、特別受益の評価の際、裁判所から「実質的に株式の贈与がなされた」と判断される可能性もあるため注意が必要である。

また、当委員会では、民法における特別受益を必要以上に増加させない取組を検討しているが、受贈者側の贈与税や贈与者側の譲渡所得課税等、税負担の問題は別途検討する必要がある。

²⁵ 特別受益の持戻しは、遺産のうち遺言等で分割方法が指定されていないものを分割する際に機能するため、遺言で全ての財産の分割方法が指定されている場合（例えば、遺言にP18の遺言作成例の四、の文言がある場合等）には機能しないこととなる。

²⁶ 調停・審判等の実務においては、貢献度合に応じてなされた後継者への贈与等については、解釈上黙示の持戻免除の意思表示があるとみなされることもあるが、明示的に意思表示を行うことが望ましいことは言うまでもない。実際に遺言で持戻免除の意思表示を行う場合の具体的な文言としては、例えば以下のものが考えられる。

「従来の贈与及びこの遺言書による相続人の取得分は、遺産分割の際には、相続財産に含まないものとする」

また、持戻免除を行ったとしても、遺留分の制約に服することには注意が必要である。

討すべきであると考えられる。

(なお、土地の評価を行うに当たって、贈与時に農地であったものが相続開始時に宅地に変更されているような場合でも、農地のままであったと仮定して評価を行うこともあり、これに類似した考え方をを用いることが可能ではないかとの意見があった。)

(2) 寄与分の算定方法の明確化

①抽出された課題

寄与分は遺贈の額に影響を及ぼすことができないため、遺言が作成される場合には実質的に機能しないことも多いが、上記ケースのように遺言が作成されていないような場合には機能する余地が生じることとなる。中小企業の事業承継については、「家業従事型」における株式の評価が特に問題となると考えられるが、上記のようなケースでは、オーナー経営者(上記A)の相続財産である株式のうち、親族内後継者(上記B)の寄与によって上昇した価値が寄与分として適切に評価されなければ、その分他の相続人(上記C, D)の相続分が増加し、親族内後継者への事業用資産の集中が困難となる。

寄与分については、共同相続人間の協議が成立しない場合は、家庭裁判所が定めることとなるが、調停・審判実務における寄与分の算定については、明確な算定方法が存在するというわけではなく、総合的な事情を考慮して個別ケースごとに判断されているのが実状であり、予測可能性の観点からは問題が残ると考えられる。

また、他の相続人の遺留分相当額を侵害するような過大な寄与分が認められるには、通常の「特別の寄与」に止まらず、さらに「特別の寄与」がないと認められない、とした裁判例がある(東京高決平成3年12月24日。P36参照)。上記を踏まえると、想定ケースにおいて親族内後継者の寄与が大きく、その比率が他の相続人の遺留分相当額を侵害し得るほどのものであったとしても、実務ではその寄与分がそのまま認められることは少ないと考えられる。

②今後の対応の方向性

寄与分算定の際に考慮されていると考えられる事項の普及・啓発

中小企業の事業承継における「家業従事型」の寄与分については、明確な算定方法が存在するというわけではなく、総合的な事情を考慮して個別ケースごとに判断されているのが実状であるが、以下の寄与分算定事例についての調査等を参考にして、家業従事型の寄与分が認められたような場合に、どのような事項が考慮されたのかを明らかにし、広く普及・啓発していくことで、後継者が貢献分に見合った事業用資産を取得できるように努める必要がある。

(参考) 調停・審判実務における寄与分の算定事例

(1) 最高裁事務総局の寄与分調査

① 寄与分事例集調査 (以下、「事例集調査」)

対象：平成3年10月～平成5年3月にかけて、全国の家庭裁判所に調査を依頼して得られた結果の集計。

結果概要：

- a) 寄与分の申立て・主張があった調停・審判計 297 件のうち、家業従事型（複合型除く。以下同じ）は 69 件。
- b) 家業従事型についての認容率は、調停 56% (18/32)、審判 65% (24/37)。
- c) 寄与分の割合は、調停の平均値 17.8% (最大 33%)、審判の平均値 16.5% (最大 50%)。
- d) 認容例の職業は、農業が過半。他は、飲食店、小売業等多種多様。

② 平成 17 年度調査 (以下、「17 年度調査」)

対象：平成5年以降に相続が開始された案件で家業従事型（農業を除く）の寄与分が認められた事例の集計（最高裁で把握している審判事例について、事件の秘密性に反しない限度で情報の提供を受けたもの）

結果概要：

- a) 該当は 16 件。
- b) 寄与分の割合は、平均で約 15% (最大 40%)。
- c) 職種は製造業、飲食店、歯科診療所等。寄与期間中に、個人経営から法人化したケースも数件確認される。
- d) 寄与の方法・程度について、半数近くは「経営者タイプ」であると考えられる。

(2) 個別事項の分析

① 寄与期間と寄与分認容率

「事例集調査」では、寄与の期間が 10 年未満で寄与分が認容された事例はなかったのに対し、10～20 年未満では認容率 69%、20～30 年未満では認容率 80%、30 年以上では認容率 88%と、寄与期間と認容率の相関関係が顕著に現れている。また、認容事例のみを集めた「17 年度調査」では、寄与期間の平均は約 28.6 年（9 年～48 年）であった。

② 寄与期間と寄与分割合

「事例集調査」では、30%以上の寄与分を認められた9件の平均寄与期間は 26.1 年であり、「17 年度調査」で 30%以上の寄与分を認められた2件について、寄与期間はそれぞれ 48 年と 26 年であった。このように、寄与分割合が大きいものについては総じて寄与期間も長く、両者には概ね相関関係が認められるが、特別受益等他の要因により、寄与期間が長期でも寄与分割合が低い場合も見受けられる。

③反対給付と寄与の方法・程度

「17年度調査」において、16件のうち、反対給付（現実に得た給付）が全くなかった事例は2件のみであり、12件（うち生活費のみの支給2件）が何らかの形で反対給付を得ていた（不明2件）。

また、定期的な給与等が支給されていても、寄与の方法・程度との関係を考慮し、「借金返済や会社価値の向上に寄与した」、「両親の要請により他の会社を退社し、家業の主な担い手として稼働したが、低賃金だった」、等の事例で寄与分を認容している。

以上を踏まえると、家業従事型の寄与分が認められるケースに関しては、反対給付はあるものの、通常得べかりし給付に見合わないとして無償性の要件を満たす事例が少なからずあるものと考えられる。

④特別受益・その他の利益

「17年度調査」において、寄与者に特別受益があると明確に認められたのは、16件中3件のみ。ただし、黙示の持戻免除を認めた事例や、相続人間の衡平を図る観点から、寄与者が得た利益を、特別受益とはみなさないものの寄与分算定の上で考慮している事例は多い。

⑤相続人の配偶者の寄与

「17年度調査」において、配偶者の家業従事が寄与分算定の上で考慮された事例が2件見受けられる。

寄与分算定方法の明確化に向けた実務の蓄積

上記に加えて、中長期的には、親族内後継者の寄与が実態に応じて正当に評価されるよう、中小企業の事業承継における「家業従事型」の寄与分の算定方法の客観化・明確化について引き続き検討し、実務の蓄積を促していくことが必要である。

おわりに

本中間報告は、現時点で考えられる事業承継に関連する相続法制分野での課題を抽出し、今後の対応の方向性をまとめたものである。

本委員会では、現オーナー経営者が保有する株式等の事業用資産を後継者に承継する際に、どのようにすれば後継者の企業価値向上分に見合った資産を取得させ、後継者のインセンティブを阻害しないようにすることができるかが大きな議論の焦点となった。これまでに検討してきた後継者への事業用資産移転の各種手法を、上記目的を達成するために有効な順番に挙げるとするならば、①報酬としての会社からの財産提供、②オーナー経営者からの生前贈与、③遺言等の活用、④寄与分の利用、という順番となるであろう。

報酬としての会社からの財産提供は、第三章で述べたとおり、特別受益や他の相続人の遺留分侵害といった問題を生じさせずに、後継者の会社価値向上に見合った資産を取得させることができる方法である。これまでの日本の中小企業の多くは、内部留保を重視し、会社利益を外部に流出させないことを第一に考える傾向にあり、特に同族性の強い会社においては、会社財産と個人財産の区分が必ずしも明確でないようなケースも見受けられたが、企業価値の向上を志向する以上は、上記のようなリスクも認識し、業績に見合った報酬をその都度提供していくといった姿勢も必要となってくるであろう。

次に有効と考えられるのが、オーナー経営者からの生前贈与である。特別受益に該当する贈与は遺留分減殺請求の対象となる可能性があるが、オーナー経営者の生前に後継者の権利確定ができるという点では有効と考えられる。第三章で述べた、株式ではなく現金での贈与や、持戻免除の意思表示を行うといった点に留意するとともに、税務面の検討を行い、相続時精算課税制度の活用等の対策と組み合わせて実施することで更に実効性が高まると考えられる。また、特別受益の評価方法については引き続き検討を加えていくことが必要である。

その次に有効と考えられるのが、第二章で検討した遺言等の活用である。形式不備等により無効となるリスクについては、各種遺言の中で最も信頼性の高い公正証書遺言を用いることで防ぐことが可能である。ただし、遺贈は特別受益に該当するため、生前贈与と同様、遺留分減殺請求の対象となる可能性があることに加えて、被相続人の意思により自由に撤回できるため、後継者の権利確定という面で不確定要素が残るという問題もある。また、執行の際にトラブルが生じる可能性もあるが、こうした問題に関しては、第二章で述べた公正証書遺言に基づく金融機関の払戻しに関する対応についての働きかけ等を行っていくことや、引き続き「相続させる遺言」と遺言執行者の執行権限の関係の明確化等を図っていくことで、円滑・迅速な遺言執行を実現していくことが必要である。さらに、死因贈与契約や後継ぎ遺贈型受益者連続の信託等、各種手法の更なる発展に向けた検討を引き続き行っていくことも重要である。

上記手法が用いられなかった場合の最終手段となるのが、寄与分の活用である。ただし、寄与分については、遺贈の額に影響を及ぼさないことから機能する局面が限定的であることや、実際にどの程度の寄与があったかを立証することが非常に困難であること、既に報酬が支払い済みであると評価されることも

ある等の理由から、家業従事型において寄与分が認められるケース自体が少ない。このため、どの程度の寄与を行った場合にどの程度の寄与分が認められるかが予測できず、事業承継のために制度を活用しづらいといった実務家の意見がある。これまでの調査結果等を踏まえて引き続き検討を行い、中長期的には、客観的な寄与分の算定方法が明確化されることで、寄与分制度が中小企業の事業承継円滑化の実務で活用されやすくなるような状況が生まれることが望まれる。

また、各種制度等について、中小企業経営者の利用促進を図っていくことが非常に重要である。企業価値の向上に貢献のあった後継者にはその都度会社から報酬を支払うことの有効性や、公正証書遺言作成のメリット等の普及・啓発に力を入れていくとともに、遺言作成をサポートする弁護士や公証人へのアクセスポイントの拡大、遺言信託等各種サービスの担い手の増加等、中小企業経営者の円滑な事業承継に向けた取組をサポートする環境の整備が望まれる。

今回の検討の結果明らかになった相続法や税法上の検討課題を踏まえ、事業承継に関連する相続法制分野等の制度のあり方について、引き続き検討が行われることが重要である。

(別添)

相続紛争トラブル事例

事例 1 : 遺産分割の際に株式の評価がなされた事例

被相続人の家業 : 建設業

相続人 : 長男、長女、次女

遺産の額 : 土地及び建物 (1 棟は賃貸用、1 棟は会社へ賃貸) 、その他株式 (会社株式含む) 並びに自宅土地・建物、預金等

事例概要 :

1. 被相続人が当該会社株式の 85% を所有。
2. 遺産分割調停開始。事業を承継する長男と長女・次女とのグループに別れる。長男は大学卒業後、当該会社に入社、相続開始時に長女とともに当該会社の役員であった。
3. 自宅土地建物及び賃貸用の建物 (敷地含む) 1 棟は長女・次女グループが取得希望するとともに、当該会社の株式の取得を要求。長男側は当該会社株式の被相続人所有分全ての取得を希望。
4. 結局、当該会社の株式 (同族、譲渡制限付) の評価を行うことになり、家庭裁判所が選任した鑑定人 (公認会計士及び税理士) により評価がなされた。
5. 上記評価結果に基づき、分割案を作成、一旦は審判に移行したが、和解で解決。

結果 :

被相続人所有の株式と会社が賃借していた建物 (敷地含む) は事業を承継する長男が取得し、建物、預金等は長女と次女が取得することとなった。また、当該会社の役員となっていた長女は、役員を任期満了で終了し再任しないこととなった。また、長女・次女が従来取得していた当該会社株式はそのまま持ち続けることとなった。

コメント :

鑑定人による株式の評価が高額であったため、当該会社株式以外の主要な財産の多くを長女・次女グループに分割することとなった。

事例2：同族会社の株式について、遺産の範囲が争われた事例

被相続人の家業：製造業

相続人：X（被相続人Aの長男）、Y1（妻）、Y2（長女）、Y3（二男）

遺産の額：争いあり

事例概要：

被相続人Aは、生前、自動車部品製造業の株式会社甲（都心に土地と建物を所有。資本金1億円、1株の額面500円。以下「甲社」）を実質的に支配して経営していたところ、死亡して相続が開始した。相続人は、Aの妻Y1、長男X、長女Y2、二男Y3である。そこで、Yらは、甲社の発行済株式20万株全てがAの遺産であるとして遺産分割を行なおうとしたところ、Xが、甲の全株式のうち、13万2000株については自分が株主であると主張して、遺産分割に応じなかった。なお、株主名簿はなく、遺言書も存しない。

争点：

Xは、Yら及び甲社を被告として、甲社の全株式20万株のうち13万2000株が自己に帰属することの確認を求めて、訴訟を提起した。

13万2000株のうち5万2000株分については、XがAから取得したことについては争いはない。

ア Xは、Aから増資の際の新株引受の依頼を受け、昭和61年、Aに4000万円（8万株）を株式払込金として交付したが、Aは2000万円（4万株分）のみを株式払込に充て、残余の2000万円をA個人の用途に使ってしまった。そして、Aは、昭和63年の増資に際し、自分自身の預金から株式払込金として2000万円を払い込んだ。そのため、Xは、約定に基づいて、当初Aに預託した4000万円分（8万株）の株式を取得した、と主張したが、Yらは、①株式の払込に充てられたのは2000万円のみであるから、取得した株式も2000万円分（4万株）のみである、②Aが2000万円を自己の用途に充てることについて、Xは承認していた、と主張した。

イ 前記増資後、Aは甲社を二男Y3に承継させたいと考えるようになったため、Xとの間で紛争が生じ、平成5年に、AはXに3000万円を交付した。この金員の性質について、Xは、「Aが無理やり渡したので受領しただけである」と主張し、Yらは「Aは3000万円でXの株式全部を買い取った」と主張した。

結果：

ア 裁判所は、Aが2000万円以外の資金を証券投資に充てることについてXが承認していた、と認定し、Xが取得した株式は合計で9万2000株（4600万円分）のみであるとした。

イ そして、平成5年当時、甲社の1株の純資産方式による評価額は約1700円であったが、裁判所は、AがXの株式9万2000株のうち、6万株を額面（500円）、合計3000万円で買い戻した、と認定した。

その結果、Xの持株数は3万2000株（1600万円分）のみである、との判決となった（確定）。

コメント：

本件は、遺産分割の前提問題として、遺産の範囲そのものについて相続人間に争いがあったため、民事訴訟として争われた事案である。

この判決により、Aの遺産の範囲が確定し、現在、遺産分割が行われているが、その中で、純資産方式による評価額1株1700円の株式6万株（総額1億200万円）を、額面金額500円（総額で3000万円）で譲渡したとされたXの行為について、寄与分に当るか否かが争われている。

事例 3 : 後継者が死因贈与により被相続人の株式を取得したとして争った事例

被相続人の家業：製造、販売業

相続人：配偶者（子供なし）、実姉、実姉の夫（被相続人の実親と養子縁組）、
実妹の合計 4 名

遺産の額：数百億円（そのほとんどを持株会社の株式が占めている）

事例概要：

被相続人は、持株会社 A 社の株式をはじめ、グループ会社の株式を所有するグループ企業のオーナー兼経営者であった。

被相続人と配偶者 Y との間には子供がおらず、配偶者は経営に関与していなかった。

被相続人は、後継者を甥の X とすることとし、以前から自らの株式の一部を X に譲渡し、一部のグループ会社の代表取締役就任させていた。また一部をグループ会社に譲渡して現金化するなどして事業承継、相続対策を行ってきた。

しかし遺言書は作成しなかった。被相続人は入院先の病院で死亡したが、死亡時には持株会社 A 社の株式の 3 分の 1 以上をはじめ、グループ会社数社の株式を有していた。一方、X は A 社の株式を数パーセントしか有しておらず、配偶者 Y が株式を相続すれば（法定相続分 4 分の 3）、支配権を維持することは困難な状況にあった。

被相続人の財産は X が代表取締役を務める会社が管理していたため、Y は会社に対し、財産の内容を開示するよう求めた。これに対し X は、病院で被相続人と筆談したときの手書きのメモを根拠に、被相続人から株式を死因贈与により取得したと主張し、X が A 社ほかグループ会社の株主であることの確認請求訴訟を提起した。

結果：

X の請求は棄却。その後株式を含めた相続財産につき相続人間で遺産分割が成立。

Y は相続により取得した全株式をグループ会社に売却（商事非訟手続により売買価格決定）。

事例4：遺留分減殺請求に対し、寄与分の主張がなされた事例

被相続人の家業：製造業

相続人：妻は既に死亡。実子6人

遺産の概要：自 宅	(約2億円)
事業用地	(約6億円)
貸 家	(約1億円)
次男の自宅敷地	(約8000万円)
預貯金	(4000万円)
合 計	10億2000万円
長男への生前贈与	1億8000万円
遺留分の基礎となる財産	12億円

事例概要：

父製造業、母はすでに他界。子供は6名。長男A、次男B、長女C、二女D、三女E、四女F。父は平成10年4月、「不動産の約8割に相当する不動産及び預貯金をAに、Bの自宅敷地をBに、残りの不動産（全体の約1割）をC、D、E、Fに相続させる」旨の公正証書遺言を作成。父は平成15年2月に死亡。長男Aが上記遺言で取得した不動産の大部分は事業用地。

尚、父から長男への生前贈与がなされており、その額は1億8000万円。

長男が本件遺言により取得した財産は、不動産（評価額約8億）と預貯金約4000万円。一方、次男が取得した財産は、次男の自宅敷地（評価額約8000万円）。長女以下が取得した財産は、貸家とその敷地（評価額約1億円）。

以上により、遺留分の基礎となる財産の総額は、積極財産が約12億円。

相続人1人当たりの遺留分は12億円÷6÷2＝約1億円。

遺留分侵害額は、

次男B	1億円－8000万円＝2000万円
長女C	1億円－2500万円＝7500万円
二女D	1億円－2500万円＝7500万円
三女E	1億円－2500万円＝7500万円
四女F	1億円－2500万円＝7500万円

次男B、三女E、四女Fは、長男Aに対しそれぞれ遺留分減殺請求として長男が取得した不動産の持分移転登記と金銭の支払いを請求し、提訴。

長男Aは、訴訟において、寄与分（寄与分割合50%）を主張。

具体的には、すべての事業用地につき、共有持分2分の1を有すると主張し、この部分は遺留分の基礎となる財産から除外されると主張。

結果：

裁判所は、寄与分を遺留分減殺請求訴訟において抗弁として主張することは許されない（最高裁判平成11年12月16日第一小法廷判決）とした上で和解勧告。Aは事業用地につきその一部を他の相続人に渡すことを内容とする和解成立。

事業承継関連相続法制検討委員会 委員名簿

(敬称略)

【委員長】

水野 紀子 東北大学大学院法学研究科 教授

【委員長代理】

岡部 喜代子 東洋大学法科大学院 教授

【委員】

石黒 清子 野田・相原・石黒法律事務所 弁護士
上西 左大信 日本税理士会連合会調査研究部 副部長
尾原 祥之 東京司法書士会会員 司法書士
河村 信男 青山外苑法律会計事務所 弁護士
木内 道祥 木内・谷池法律事務所 弁護士
佐伯 草一 山田&パートナーズ 税理士
杉田 誠 朝日中央経済法律事務所 弁護士
高井 正昭 住友信託銀行プライベートバンキング部 主管財務
コンサルタント
田中 義幸 日本公認会計士協会 理事
平井 裕秀 経済産業省中小企業庁事業環境部 財務課長
山岸 洋 三宅坂総合法律事務所 弁護士
吉田 修平 吉田修平法律事務所 弁護士
若江 健雄 熊谷・若江法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

竹林 俊憲 法務省民事局付

【事務局弁護士】

吉岡 毅 吉岡毅法律事務所 弁護士